

◎新潟県告示第788号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年6月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
田村歯科クリニック	長岡市泉1丁目2番1号	平成24年4月30日
中村皮ふ科クリニック	上越市北城町2丁目3番24号	平成24年4月30日
川井内科医院	新発田市諏訪町1-4-11	平成24年5月17日
越後さんとう歯科診療所	長岡市浦9761	平成24年4月30日
大森歯科医院	長岡市柏町2丁目2-4	平成24年3月31日
坂井歯科医院	長岡市金沢1-9-33	平成24年4月1日
高垣歯科	柏崎市西本町1-11-8	平成24年3月26日
アイン薬局 長岡店	長岡市神田町3丁目2番9	平成24年4月30日
薬局かさや	上越市大町4丁目2番12号	平成24年3月31日
サカエ薬局	上越市幸町14番10号	平成24年3月31日
五十公野薬局	新発田市五十公野6804番地	平成24年3月31日
三日市薬局	新発田市三日市605-4	平成24年3月31日
アイン薬局 燕店	燕市佐渡字浦田185-1	平成24年4月30日
アイン薬局 六日町店	南魚沼市六日町2646-5	平成24年4月30日